

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|----------------|--|--|-----------------------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 1 | 高齢者サービス調整チーム | 未実施 | 高齢者にかかわらず障がい者関係も含め、地域ケア会議及び、入所判定会議として活動している。 (保健福祉課長、県東健康福祉センター所長等) | 合併時に廃止し、老人ホーム入所判定委員会に振り替える。 |
| | B4002 | | | |
| 2 | 高齢者実態把握事業 | 1 ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の把握 (民生委員に依頼し毎年1月に調査) 2 特定高齢者の把握 (生活機能評価に基づき、地域包括支援センター職員が訪問調査) | 1 ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の把握 (民生委員に依頼し毎年1回調査) 2 特定高齢者の把握 (生活機能評価に基づき、在宅介護支援センターに委託し訪問調査) 【委託料】 1件2,000円 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4018 | | | |
| 3 | 介護予防事業 | 1 介護予防特定高齢者施策事業 (1) 通所型介護予防事業 (2) 訪問型介護予防事業 2 介護予防一般高齢者施策事業 (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 | 1 介護予防特定高齢者施策事業 (1) 通所型介護予防事業 (2) 訪問型介護予防事業 2 介護予防一般高齢者施策事業 (1) 介護予防普及啓発事業 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4025 | | | |
| 4 | 高齢者虐待防止事務 | 高齢者虐待に関する相談があったときは、地域包括支援センターにおいて対応している。 毎月「高齢者虐待状況報告書」を県に提出 | 高齢者虐待に関する相談があったときは、地域包括支援センターにおいて対応している。 毎月「高齢者虐待状況報告書」を県に提出 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4028 | | | |
| 5 | シルバースポーツ大会支援事業 | 高齢者の生きがいをづくりと老人クラブへの加入促進を図るため、老人クラブ連合会主催のシルバースポーツ大会を支援する。 【種目】ペタンク、グラウンドゴルフ、輪投げ | 未実施 (社会体育事業としてゲートボール大会を実施) | 合併時に真岡市の制度を適用する。 |
| | B4029 | | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|------------------|--|--|---|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 6 | 介護保険障害者控除対象者認定事業 | 障害者手帳を持たない高齢者で障がい程度が手帳を取得できる程度の者について障害者控除対象者の認定を行う。 | 障害者手帳を持たない高齢者で障がい程度が手帳を取得できる程度の者について障害者控除対象者の認定を行う。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4030 | | | |
| 7 | 地域福祉づくり推進事業 | 70歳以上の高齢者を対象として自治会単位で実施し、市は交付金を支出する。 1 ミニデイホーム運営事業 2 ミニデイホーム新規開設・改修事業 3 井頭温泉招待事業 4 敬老会事業 | 未実施 | 合併時に真岡市の制度を適用する。 |
| | B4051 | | | |
| 8 | 特別児童扶養手当 | 重度の心身障がい児を扶養している保護者に対し手当を支給 4月、8月、12月支給 手当は県が直接受給者の口座に振込む。 | 重度の心身障がい児を扶養している保護者に対し手当を支給 4月、8月、12月支給 手当は県が直接受給者の口座に振込む。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4058 | | | |
| 9 | 福祉事務所実施事務 | 1 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関すること（社会福祉法第14条第6項、市条例第2条第1項） 2 上記のほか、社会福祉に関する事務のうち、市長が必要と認める事務に関すること（市条例第2条第2項） | 未実施 （栃木県芳賀福祉事務所） | 二宮町の事務については、合併時に栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。 |
| | B4059 | | | |
| 10 | ボランティア活動推進 | 真岡市社会福祉協議会で実施 （市からの補助金に含まれる） | 二宮町社会福祉協議会で実施 （町からの補助金に含まれる） | 統合した社会福祉協議会で実施する。 |
| | B4062 | | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|-----------------|--|--|---|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 11 | 福祉行政報告事務 | 社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得るための報告 | 社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得るための報告 | 現行のとおりとする。 |
| | B4065 | | | |
| 12 | 行旅病人・行旅死亡人に関する事 | 行旅病人、行旅死亡人について、身元確認その他の事務を行う。 | 行旅病人、行旅死亡人について、身元確認その他の事務を行う。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4069 | | | |
| 13 | 日本赤十字社地区分区事務 | 日本赤十字社栃木県支部真岡市地区 【事務の内容】 日本赤十字社の各種事業の推進 | 日本赤十字社栃木県支部芳賀地区二宮町分区 (二宮町社会福祉協議会で実施) 【事務の内容】 日本赤十字社の各種事業の推進 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 日本赤十字社栃木県支部芳賀地区二宮町分区は、合併時に日本赤十字社栃木県支部真岡市地区に統合するよう働きかける。 |
| | B4071 | | | |
| 14 | 被災者生活再建支援事業 | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 | 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4072 | | | |
| 15 | 恩給欠格者取扱い事務 | 平和祈念事業特別基金では、いわゆる恩給欠格者（恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給する資格がない方など）に内閣総理大臣名の書状等を贈呈する事業を行っている。市では、請求に関する書類等を備え付けており、問い合わせに関する相談などを受けている。 | 平和祈念事業特別基金では、いわゆる恩給欠格者（恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給する資格がない方など）に内閣総理大臣名の書状等を贈呈する事業を行っている。町では、請求に関する書類等を備え付けており、問い合わせに関する相談などを受けている。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4080 | | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|---------------------------|---|--|----------------------------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 16 | 精神障害者保健福祉手帳事務 | 精神に障がいを持つ人が各種サービスを受けるための精神障害者保健福祉手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 市で受付し、県東健康福祉センターへ進達 | 精神に障がいを持つ人が各種サービスを受けるための精神障害者保健福祉手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 町で受付し、県東健康福祉センターへ進達 | 現行のとおりとする。 |
| | B4081 | | | |
| 17 | 自立支援医療(精神通院)支給認定申請等受付事務 | 自立支援医療は、精神障がい者が通院による医療を受ける場合に、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的としている。 | 自立支援医療は、精神障がい者が通院による医療を受ける場合に、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的としている。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4082 | | | |
| 18 | 栃木県精神障害者援護会参画事務 | 社団法人栃木県精神障害者援護会は、広報啓発活動、精神障がい者の福祉の向上、社会復帰の促進、家族会の育成等を行っている。 【法令外負担金】 19,400円 | 社団法人栃木県精神障害者援護会は、広報啓発活動、精神障がい者の福祉の向上、社会復帰の促進、家族会の育成等を行っている。 【法令外負担金】 7,000円 | 引き続き真岡市として加入し、二宮町は合併の前日をもって退会する。 |
| | B4089 | | | |
| 19 | 療育手帳事務 | 知的障がい児(者)が各種の援護や相談を受けるために療育手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 市で受付し、中央児童相談所またはとちぎリハビリテーションセンターに進達 | 知的障がい児(者)が各種の援護や相談を受けるために療育手帳を交付する。(栃木県知事が交付) 町で受付し、県東健康福祉センターに進達 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4091 | | | |
| 20 | TASK.NET 障害者自立支援システムの管理事務 | 障がい福祉サービス費の支給量決定及び受給者管理、審査、支払、データ集計のための電算システム TKC開発 | 障がい福祉サービス費の支給量決定及び受給者管理、審査、支払、データ集計のための電算システム TKC開発 | 合併時に真岡市のシステムに統合する。 |
| | B4097 | | | |
| 21 | ケア会議 | 障がい者への処遇等の検討のための関係者(市職員、医療関係者等)のケア会議を開催する。 | 障がい者への処遇等の検討のための関係者(町職員、医療関係者等)のケア会議を開催する。 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4098 | | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|---------------------|---|--|-----------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 22 | 障害者自立支援給付費審査支払事務の委託 | 自立支援給付費の内容審査および支払について国保連合会に委託する。 審査手数料は、自立支援給付費請求1件当たり200円 | 自立支援給付費の内容審査および支払について国保連合会に委託する。 審査手数料は、自立支援給付費請求1件当たり200円 | 引き続き真岡市として委託する。 |
| | B4099 | | | |
| 23 | 身体障害者手帳事務 | 身体に障がいを持つ人が各種サービスを受けるために身体障害者福祉法に基づき手帳を交付する。(栃木県知事が交付) | 身体に障がいを持つ人が各種サービスを受けるために身体障害者福祉法に基づき手帳を交付する。(栃木県知事が交付) | 現行のとおりとする。 |
| | B4100 | 市で受付し、とちぎリハビリテーションセンターへ進達 | 町で受付し、とちぎリハビリテーションセンターへ進達 | |
| 24 | NHK放送受信料減免関係事業 | 障がいの程度や収入により半額免除と全額免除がある。 真岡市福祉事務所長の証明書(減免申請書の一部に証明)を受け、本人がNHKへ提出 | 障がいの程度や収入により半額免除と全額免除がある。 芳賀福祉事務所長の証明書(減免申請書の一部に証明)を受け、本人がNHKへ提出 | 現行のとおりとする。 |
| | B4112 | | | |
| 25 | 有料道路通行料割引証交付事業 | 全ての身体障がい者が自ら運転する場合、重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合に、市福祉事務所で手続きすることにより有料道路の通行料金の50%が割引される。 | 全ての身体障がい者が自ら運転する場合、重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合に、町で手続きすることにより有料道路の通行料金の50%が割引される。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4113 | | | |
| 26 | 心身障害者扶養共済制度 | 心身に障がいのある方の保護者が、毎月掛金を納めることによって、万一死亡または重度の障がいになったときに、残された心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業 | 心身に障がいのある方の保護者が、毎月掛金を納めることによって、万一死亡または重度の障がいになったときに、残された心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業 | 現行のとおりとする。 |
| | B4114 | | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|--------------------|---|---|------------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 27 | 身体障害者・知的障害者相談員推薦事務 | [身体障害者相談員] ・ 県相談員… 6名 | [身体障害者相談員] ・ 県相談員… 2名 | 引き続き真岡市として推薦する。 |
| | B4117 | [知的障害者相談員] ・ 県相談員… 6名 ・ 任期… 2年 | [知的障害者相談員] ・ 県相談員… 2名 ・ 任期… 2年 | |
| 28 | 栃木県障害者スポーツ大会に関すること | 栃木県身体障害者スポーツ大会(県主催)参加 | 栃木県身体障害者スポーツ大会(県主催)参加 | 現行のとおりとする。 |
| | B4118 | 各競技参加申し込みの取りまとめ及び大会当日の会場等での選手団のサポートを行う。 | 各競技参加申し込みの取りまとめ及び大会当日の会場等での選手団のサポートを行う。 | |
| 29 | 人権啓発に関する事務 | ・ 人権問題等に関する研修会等への参加 | ・ 人権講演会等に町職員を派遣。 | 合併時に真岡市の制度に統一する。 |
| | B4123 | ・ 人権啓発活動地方委託事業の受託(平成19年度委託されず) ・ 人権講演会の開催 ・ 人権の花運動の実施 ・ 啓発物品等の配布 | ・ 人権啓発活動地方委託事業の受託(平成19年度) ・ 「人権の花」運動の実施(久下田小学校) ・ 人権教室の開催(久下田小学校) ・ 人権啓発物品等の配布 | |
| 30 | 人権擁護委員候補者推薦事務 | 宇都宮地方法務局長からの候補者推薦依頼により、人権擁護委員法第6条第3項の規定に従い市議会の意見を聞いて人権擁護委員候補者の推薦をする。 | 宇都宮地方法務局長からの候補者推薦依頼により、人権擁護委員法第6条第3項の規定に従い町議会の意見を聞いて人権擁護委員候補者の推薦をする。 | 引き続き真岡市として推薦する。 |
| | B4126 | 【任期】 3年 【委員数】 7名 | 【任期】 3年 【委員数】 4名 | |
| 31 | 栃木県都市民生事業連絡協議会参画事務 | 【組織】 14市の民生委員協議会長及び福祉事務所長で組織する。 | 未実施 | 引き続き真岡市として加入する。 |
| | B4146 | 【年間行事】 総会、幹事会(2回)、職員研修会(2回) 【負担金】 平成19年度 16,700円 | | |

| No | 事務事業名 | 現況 | | 調整内容 |
|----|---------------|---|---|--------------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 32 | 恩給援護事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍人恩給受給者の死亡時の手続き等の案内 ・ 恩給局、県恩給援護担当等の連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軍人恩給受給者の死亡時の手続き等の案内 ・ 恩給局、県恩給援護担当等の連絡 | 現行のとおりとする。 |
| | B4149 | | | |
| 33 | 戦没者遺族高齢者慰問事業 | 戦没者の父母若しくは妻で79歳以上の者に対し慰問金を支給する。 | 未実施 | 合併時に真岡市の制度を適用する。 |
| | B4150 | 1人 3,000円 | | |
| 34 | 旧軍人遺族等支援事業 | 軍人遺族に対する特別給付金、特別弔慰金等に関する相談、受付、国債の交付等を行う。 | 軍人遺族に対する特別給付金、特別弔慰金等に関する相談、受付、国債の交付等を行う。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4151 | | | |
| 35 | 傷痍軍人会芳賀支部参画事務 | 未実施 | 郡傷痍軍人会負担金 | 二宮町は合併の前日をもって退会する。 |
| | B4158 | | | |
| 36 | ホームレスに関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人者等の扱いに準じる ・ 入院や、住所の設定等が行われ相談があった場合は、生活保護の適用等も検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病人者等の扱いに準じる ・ 入院や、住所の設定等が行われ相談があった場合は、生活保護の適用等も検討する。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4165 | | | |
| 37 | 民生委員表彰推薦事務 | <p>民生委員は、在職年数により各種表彰の対象となるため、表彰対象者の推薦に当たり、経歴、功績等調書の作成事務を行う。</p> <p>併せて、在職年数、表彰歴等の管理が必要となる。</p> | <p>民生委員は、在職年数により各種表彰の対象となるため、表彰対象者の推薦に当たり、経歴、功績等調書の作成事務を行う。</p> <p>併せて、在職年数、表彰歴等の管理が必要となる。</p> | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
| | B4170 | | | |

| No | 事務事業名 | 現 況 | | 調整内容 |
|----|--------------------|--|--|--|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 38 | 県社会福祉協議会参画事務 | 県社会福祉協議会に参画する 負担金 61,000 円 (市長会で審議決定) | 県社会福祉協議会に参画する 負担金 15,000 円 (町村会で審議決定) | 引き続き真岡市として参画し、二宮町は合併の前日をもって退会する。 |
| | B4174 | | | |
| 39 | 精神保健相談 | 相談を受け、精神障害者保健福祉手帳や、通院公費医療費負担制度又は在宅の福祉サービス等の利用につなげ、又は、社会復帰に関するあっせん、調整をする。 | 相談を受け、精神障害者保健福祉手帳や、通院公費医療費負担制度又は在宅の福祉サービス等の利用につなげ、又は、社会復帰に関するあっせん、調整をする。 | 現行のとおりとする。 |
| | B4180 | | | |
| 40 | 認知症地域支援体制構築等推進事業 | 認知症への対応を行うマンパワーや拠点などをネットワーク化することで、認知症高齢者等と家族に対する有効な支援体制を先駆的に構築し、各地域にその成果を普及する。 | 未実施 | 合併時に真岡市の制度を適用する。 |
| | B4184 | | | |
| 41 | 手話通訳者の配置 | 【実施】毎月第2火曜日 午前9時～12時 【配置課】福祉課 (利用内容により、必要な部署に同行する。) | 未実施 | 現行のとおりとする。 |
| | B4188 | | | |
| 42 | 生活サポート事業(地域生活支援事業) | 居宅において生活する障がい者に対して、家事援助や生活援助を行うことにより、自立した生活の推進を図る。 | 未実施 | 合併時に真岡市の制度を適用する。 |
| | B4190 | | | |
| 43 | 福祉保健センター管理事業 | 【名称】真岡市総合福祉保健センター 【所在地】真岡市荒町110-1 ・福祉部門と保健部門を兼ねた施設 | 【名称】二宮町保健センター 【所在地】二宮町久下田西4丁目30 ・保健部門のみの施設 | 真岡市総合福祉保健センター及び二宮町保健センターは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
| | B4195 | | | |

| No | 事務事業名 | 現 況 | | 調整内容 |
|----|----------|---------------------------|---|-----------------------|
| | 関係事務事業番号 | 真岡市 | 二宮町 | |
| 44 | 介護者教室 | 未実施 | 地域支援事業の任意事業として、在宅介護支援センター2か所に委託し、年3回程度実施している。 | 合併時に廃止し、介護予防事業に振り替える。 |
| | B4197 | | | |
| 45 | 社会福祉基金 | 【名称】 真岡市社会福祉基金 | 【名称】 高齢者福祉対策基金 | 合併時に真岡市社会福祉基金に統合する。 |
| | B4207 | 【平成20年度末残高見込】 63,529千円 | 【平成20年度末残高見込】 229,444千円 | |